

オアシスグループホーム

認知症対応型共同生活介護事業所運営規定

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人才オアシス俱楽部が開設する認知症対応型共同生活介護事業（以下「事業」という）の人員および管理運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 本事業所において提供する認知症対応型共同生活介護は、介護保険並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

2 社会福祉法人才オアシス俱楽部の経営理念とオアシスグループホームの「運営理念」に沿ったものとする。

3 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めると共に、個別の認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という）を作成することにより、利用者が必要とするサービスを提供する。

4 利用者の権利と人権を守る。

5 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。

6 適切な介護技術をもってサービスを提供する。

(事業所の名称等)

第4条 事業者の名称及び所在地は次のとおりとする。

① 名 称 オアシスグループホーム

② 所在地 滋賀県近江八幡市馬淵町690番地

(職員の職種、人員及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職員の職種、人数及び職務内容は、次のとおりとする。

①管理者 1名（2ユニット兼務）

管理者は事業所の従業員の管理及び業務の管理を行う。

②計画作成担当者 2名（各ユニットに1名）

介護支援専門員は福祉サービスの利用に関する介護計画の作成業務を行う。

③ 介護従事者 15名以上

介護従事者は共同生活介護に基づき、利用者に必要な介護を行う。

④ その他補助職員 1名以上

利用者の状況に応じて配置し、本所職員の業務を補助する。

(利用定員)

第6条 利用定員は1ユニットにつき9名とし、2ユニットで18名とする。

(認知症対応型共同生活の内容)

第7条 認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- ① 家庭的な環境のもとで入浴・排泄・食事等介護その他の日常生活の中での機能訓練。
- ② 利用者の健康管理及び医療を必要と認めた場合の適切、迅速な措置。
- ③ 利用者の認知症の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるように配慮する。
- ④ 利用者がそれぞれの役割をもって家庭的な環境のもとで日常生活を送ることができるように配慮する。
- ⑤ 生活が画一的なものとならないよう配慮する。
- ⑥ 利用者またはその家族に対してサービスの提供方法などについて、丁寧に説明する。
- ⑦ 利用者の生命または身体を保護するため、やむをえない場合をのぞき、身体的拘束、その他利用者の行動を制限する行為は行わない。
- ⑧ 利用者の自立の支援と日常生活の充実及び趣味または嗜好に応じた活動の支援を行う。
- ⑨ 利用者の食事その他の家事などは、原則として利用者と介護従事者が共同で行うように努める。

(介護計画の作成)

第8条 サービスの開始に際し、利用者的心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に介護計画を作成する。

- 2 介護計画の作成、変更に際しては、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供すると共に、常にその実施状況についての評価を行う。

(認知症対応型共同生活介護の利用料)

第9条 指定認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣の定める基準によるものとし、法定代理受領分とする。

2. 前項のほか

- ① 住居費 45,000円
- ② 食材料費 51,300円
(朝330円、昼650円、夜650円、おやつ80円、30日計算の場合)
- ⑤ 光熱水道費 18,400円
- ⑥ 日常生活用品費 2,500円
- ⑦ 教養娯楽費 4,200円
- ⑧ セコム徘徊探知器機基本料金 990円
- ⑨ セコム現場急行料金 11000円
- ⑩ 前項に掲げるものの他、日常生活において通常必要となるものにかかる費用であつて、その利用者が負担することが適當と認められるものは別途徴収するものとする。

(入退居に当たっての留意事項)

第10条 対象者は要介護者であって、認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

- ① 介護保険認定で要介護1以上の認定を受けた方で、認知症の診断を受けられた方。
 - ② 著しい問題行動がなく、共同生活に支障が無い方。
 - ③ 常時医療を必要としない方。
 - ④ 自立歩行が出来る方
- 2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退去してもらう場合がある。
- 3 退去に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退去に必要な援助を行うよう努める。
- 4 入居者が入院治療を要するなど共同生活ができなくなった場合、家族と相談し必要な措置を講ずる。
- 5 入居に際しては、入居者の生活歴、病歴を家族に聞くなどして、十分なアセスメントを行う。
- 6 利用者は、事業者の設備、備品などの使用本来の用法に従い使用することとし、これに反した使用により事業者に損害が生じた場合は賠償するものとする。
- 7 事業者は利用者の重大な過失により、利用者の身体等に被った損害に対しては損害を減じができるものとする。
- 8 その他、この規定に定めるもののほか、サービスの利用に関する事項については、契約書及び重要事項説明書に明記し、利用者に説明するものとする。

(個人情報の保護)

第11条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 従業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。
- 3 業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する。

(苦情処理)

第12条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第13条 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

- 2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

第14条 感染症が発生し、またまん延しないように、次の措置を講じる。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね年に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。
- (2) サービスを提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。
- (3) 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(緊急時における対応策)

第15条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

(重度化した場合の対応等)

第16条 重度化した場合及び看取りの対応は、「重度化した場合の対応に係る指針」のとおりとする。

(非常災害対策)

第17条 非常災害が生じた場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、非常災害に関する具体的な計画を立てておくとともに、非常災害に備えて消火器、避難誘導板を設置する。また、非常災害に備え必要な訓練を行う。

- 2 非常災害の発生の際に、その事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携及び協力をを行う体制を構築するよう努める。
- 3 事業所は、前項に規定した訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(人権擁護・虐待防止)

第18条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 「虐待防止のための指針」の整備と、虐待の防止等のための責任者の選定。
- (2) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（以下「虐待防止・身体拘束廃止委員会」という。）を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する。
- (3) 成年後見制度の利用支援
- (4) 苦情解決体制の整備
- (5) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (6) 前5号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報するものとする。

(身体拘束等の原則禁止)

第19条 事業所は、サービスの提供にあたっては、入居者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。そのために次の措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、「身体拘束等適正化のための指針」に沿って、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。
- (2) 身体拘束等適正化のための対策を検討する委員会として「虐待防止・身体拘束廃止委員会」を開催するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する。
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(業務継続計画の策定等)

第20条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対するサービスの提供を継続的に実施するための計画、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
 - ① 業務継続研修及び訓練（感染症） 年2回
 - ② 業務継続研修及び訓練（非常災害） 年2回
- 3 事業者は、定期的に業務継続の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(ハラスメント対策の強化)

第21条 事業者は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時の対応)

第22条 事業者は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、当該入居者の家族等並びに都道府県及び市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。

(損害賠償)

第23条 入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

- 2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(その他の事項)

第24条 事業者は良質なサービスの提供ができるよう適切な勤務体制を整備するとともに研修の機会を設けるなど、常に従業員の資質の向上に努めるものとする。

4. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人才アシス俱楽部と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則 この規定は平成18年5月1日から施行する。

この規定は平成20年4月1日から施行する。

この規定は平成23年11月1日から施行する。

この規定は平成25年4月1日から施行する。

この規定は平成26年4月1日から施行する。

この規定は平成29年4月1日から施行する。

この規定は平成30年2月1日から施行する。

この規定は令和1年10月1日から施行する。

この規定は令和3年6月1日から施行する。

この規定は令和4年4月1日から施行する。

この規定は令和5年4月1日から施行する。

この規定は令和5年4月1日から施行する。(変更)

この規定は令和6年3月23日から施行する。

この規定は令和6年11月1日から施行する。